

[標準様式例 7-3]

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	H30 富士川流域別下水道整備総合計画基本方針調査業務
業 務 概 要	本業務は、現行の富士川流域別下水道整備総合計画基本方針において、近年の自然条件、社会情勢等の変化を勘案して、計画策定当時と現状の諸条件に乖離がないかを照合し、見直しの必要性を検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契 約 年 月 日	平成30年 9月13日
契 約 業 者 名	日本工営株式会社 東京支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区九段北一丁目14番6号
契 約 金 額	¥9,471,600円 (税込み)
予 定 価 格	¥9,493,200円 (税込み)
随意契約によることとした理由	本業務は、現行の富士川流域別下水道整備総合計画基本方針において、近年の自然条件、社会情勢等の変化を勘案して、計画策定当時と現状の諸条件に乖離がないかを照合し、見直しの必要性を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術と知識を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に準じた方式により業者の選定が行われた。 日本工営株式会社は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。
業 務 場 所	関東地方整備局管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間 ( 自 )	平成30年 9月14日
履 行 期 間 ( 至 )	平成31年 2月28日
備 考	会計法29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。